



発行 東京都

目次

39

規則

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健局保健政策部疾病対策課) ……一
- 生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則…… (福祉保健局生活福祉部生活支援課) ……六
- 東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則…… (福祉保健局高齢社会対策部施設支援課) ……六
- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則…… (福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課) ……六
- 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則…… (福祉保健局健康安全課) ……九
- 東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則…… (福祉保健局健康安全全部食品監視課) ……九
- 食品表示法施行細則…… (同) ……一〇
- 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則…… (同) ……三

告示 (水)

- 昭和六十一年東京都水道局告示第六号 (東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置) の一部改正…… 三

規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都規則第百二十号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則 (平成七年東京都規則第百七十三号) の一部を次のように改正する。

第七条中「別記第七号様式」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 病院及び診療所 別記第七号様式
  - 二 薬局 別記第七号様式の二
  - 三 政令第十一条第二項に規定する訪問看護事業所 別記第七号様式の三
- 別記第七号様式を次のように改める。

第7号様式(第7条関係)

(表)

東京都知事 殿

年 月 日

開設者等の住所

(法人の場合は、所在地)

開設者等の氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

⑩

被爆者指定医療機関指定申請書

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下「法1」という。)第12条第1項の規定による医療機関の指定を受けたいので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第11条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、指定の上は、法の定めるところにより医療を担当します。

記

ふりがな	電話番号 ( )
病院(診療所)の名称	FAX番号 ( )
所在地	(郵便番号 — )
開設者等の住所及び氏名 〔法人の場合は、所在地、 名称及び代表者名〕	
標ぼうしている 診療科名	
担当しようとする 診療科名	
医療を主として担当する 医師の氏名及び略歴	

(日本工業規格A列4番)

(裏)

担当しようとする診療科に関する医療を行うために必要な設備の概要

入院施設	有 ( ) 床 ) ・ 無
------	---------------

別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

第七号様式の2(第7条関係)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

開設者等の住所

(法人の場合は、所在地)

開設者等の氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

印

被爆者指定医療機関指定申請書

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下「法1」という。)第12条第1項の規定による医療機関の指定を受けたので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第11条第1項の規定により次のとおり申請します。  
なお、指定の上は、法の定めるところにより医療を担当します。

記

ふりがな			電話番号 ( )
薬局の名称			FAX番号 ( )
所在地	(郵便番号 — )		
開設者等の住所及び氏名	[ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者名 ]		

(日本工業規格A列4番)

(表)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

第7号様式の3(第7条関係)

東京都知事 殿

年 月 日

事業者の住所  
(法人の場合は、所在地)

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

印

被爆者指定医療機関指定申請書

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による医療機関の指定を受けたいので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第11条第1項の規定により次のとおり申請します。  
なお、指定の上は、法の定めるところにより医療を担当します。

記

ふりがな	電話番号 ( )
指定訪問看護事業者等の名称	FAX番号 ( )
主たる事務所の所在地	(郵便番号 )
開設者等の住所及び氏名 〔法人の場合は、所在地、名称及び代表者名〕	
ふりがな	電話番号 ( )
訪問看護ステーション等の名称	FAX番号 ( )
訪問看護ステーション等の所在地	(郵便番号 )
当該サービスに従事する職員	

(日本工業規格A列4番)

別記第八号様式から第十号様式までを次のように改める。

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

開設者等の住所

(法人の場合は、所在地)

開設者等の氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

印

被爆者指定医療機関変更届

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

医療機関等の名称	電話番号 ( )
医療機関等の所在地	(郵便番号 )
指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
変更事項 1	変更前
	変更後
変更事項 2	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日
変更理由	

(日本工業規格A列4番)

第9号様式(第8条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

開設者等の住所

(法人の場合は、所在地)

開設者等の氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

印

被爆者指定医療機関休止(再開)届

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

医療機関等の名称	(郵便番号 — )	電話番号 ( )
医療機関等の所在地		
指定年月日及び番号	年 月 日	第 号
休止(再開)の日	年 月 日	
休止(再開)の業務内容	全部・一部( )	
休止(再開)の理由		
備考		

(日本工業規格A列4番)

第10号様式(第9条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

開設者等の住所

(法人の場合は、所在地)

開設者等の氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

印

被爆者指定医療機関指定辞退申出書

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第13条の規定により、次のとおり申し出ます。

記

医療機関等の名称	(郵便番号 — )	電話番号 ( )
医療機関等の所在地		
指定年月日及び番号	年 月 日	第 号
辞退年月日	年 月 日	
指定辞退の理由		

※本申出は辞退しようとする日の30日以上前に行うこと。

(日本工業規格A列4番)

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百一十一号

生活困窮者自立支援法に係る事務の委任に関する規則

東京都西多摩福祉事務所の所管区域においては、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する知事生活困窮者自立相談支援事業の実施に関する権限並びに法第五条第一項、第十二条第一項、第十五条第一項及び第十六条に規定する知事生活困窮者住居確保給付金の支給及び徴収に関する権限並びに法第六条第一項及び第十六条第一項に規定する知事生活困窮者就労準備支援事業等の実施に関する権限（都内全域を対象に行う事業の実施に関する権限を除く。）を東京都西多摩福祉事務所に委任する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十二号

東京都立ナーシングホーム条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立ナーシングホーム条例施行規則（平成十二年東京都規則第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「三百二十円」を「三百七十円」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十三号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「唇顎口蓋裂の後遺症」を「口唇・口蓋裂後遺症等」に改める。

別記第二号様式中「がく唇がい顎がい口蓋裂」を「がく唇・がい口蓋裂後遺症等」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第3条関係)

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見

1 聴覚障害の状況及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝音難聴
感音難聴
混合難聴

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入する。)

ア 純音による検査

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
110				

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況

有 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

2 平衡機能障害の状況及び所見

(1) 平衡失調の状況

ア 未拮性  
 イ 中拮性  
 ウ その他( )

(2) 所見

ア 閉眼起立 (可・不可)  
 イ 閉眼直線歩行10m (可・不可)  
 ウ 閉眼直線歩行10m (可・不可)

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

(1) 発声の状況

(2) 意思を通の程度

ア 発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない。  
 イ 肉親との会話は可能であるが、他人には通じない(診断の際は答不能である)。  
 ウ 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

4 そしやく機能障害の状況及び障害の程度

(1) 障害の状況

ア 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるそしやく機能障害

イ 延髄機能障害(反性球痺及び血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

ウ 外傷、腫瘍切除等による顎関節(顎関節を含む)、口脛、(舌、口唇、口蓋、頬、そしやく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの  
 エ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

オ その他

(2) 障害の程度

ア そしやく・嚥下機能の障害の程度

(ア) 経口摂取ができないため、経管栄養を用いている(そしやく機能の喪失3級)。  
 (イ) 経口摂取のみで十分栄養摂取できないため、経管栄養を用いている(そしやく機能の著しい障害4級)。  
 (ウ) 開口できないため又は嚥下危険が大きいため摂取できる食物の内容又は摂取方法等に著しい制限がある(そしやく機能の著しい障害4級)。  
 (エ) その他

イ 咬合異常によるしゃく機能の障害の程度  
 (ア) 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による新しい咬合障害があり、歯科矯正治療等が必要とする（しゃく機能障害4級）。  
 (イ) その他



(備考)

- (1) 1から4までについては、関係部分の障害について記入すること。
- (2) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定する。dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合  $\frac{a+2b+c}{4}$  の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100 dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定する。
- (3) しゃく機能障害の認定に当たっては、小顎機能障害を併せ持つ場合は、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。
- (4) 2から4までについては、該当する項目を○で囲むこと。

別記第十五号様式を次のように改める。

第15号様式(第4条関係)

歯科医師による診断書・意見書(口唇・口蓋裂後遺症等によるしゃく機能障害用)			
氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	男・女
住所			
現 症			
原因疾患名			
治療経過			
今後必要とする治療内容			
(1) 歯科矯正治療の要否			
(2) 口腔 <sup>くわう</sup> 外科的手術の要否			
(3) 治療完了までの見込み	向後	年 月	
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない 年 月 日 病院又は診療所の 名称及び所在地 機 <sup>ばう</sup> 榜 <sup>ぼう</sup> 診療科名 齒科 <sup>ばう</sup> 医師名 <div style="text-align: right;">(印)</div>			



附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第四号様式及び第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十四号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一の部三の款2の項(1)イ(ア)中「一菌種」を「一件」に改め、同項(1)イ(イ)中「一菌種」を「一件」に、「二万七千九百円」を「四万一千三百円」に改め、同部十の款2の項(1)ウ中「二万七千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同部十三の款6の項の次に次のように加える。

7 細胞毒性試験

一件

六万四千七百円

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百五号

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則

東京都食品安全条例施行規則（平成十六年東京都規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「府令」という。）第十条」を「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第一項又は第三十二条第一項」に改める。

第八条第二項中「第二十三条第一項第一号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、同項第一号中「府令第一条第二項第二号又は食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号。以下「乳等府令」という。）第三条第二項第二号ホ、第三号ヲ若しくは第四号チ」を「食品表示基準第三条第一項、第十九条又は第三十二条第一項」に改め、同項第二号中「府令第一条第二項第六号、第七号若しくは第十号又は乳等府令第三条第二項第三号チ若しくは若しくは同項第四号ホ若しくはハ」を「食品表示基準第三条第二項、第十九条又は第三十二条第二項」に改め、同項第三号中「府令第一条第二項第八号又は乳等府令第三条第二項第二号へ、第三号ヲ若しくは第四号リ」を「食品表示基準第三条第一項、第十九条又は第三十二条第一項」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第三号」に改める。

別記第二号様式(裏)を次のように改める。

(表)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収の理由	<p>1 食品衛生法に違反するもの (違反内容： )</p> <p>2 食品表示法に違反するもの (違反内容： )</p> <p>3 その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの</p> <p>(1) 衛生管理の不備による異常</p> <p>(2) 健康上の被害が生じているもの</p> <p>(3) 行政処分を受けた場合であつて、処分対象品と同様の違反が疑われるもの</p> <p>(4) 以下の法律に抵触するもの</p> <p>ア 農薬取締法</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律</p> <p>【具体的な内容】</p>
回収に至った原因 ※ 不明の場合は、その旨を記入してください。	
回収方法 (回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等)	
※ 社告、ホームページの掲載等を行う場合は、その内容を添付してください。	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号
備考	

附則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都食品安全条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

食品表示法施行細則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十六号

食品表示法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下「法」という。)の施行に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(職員の身分を示す証明書)

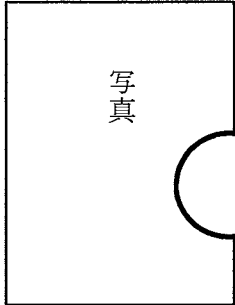
第二条 法第八条第四項の証明書の様式は、別記様式による。

別記様式 (第2条関係)

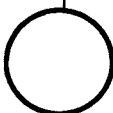
(表)

第 号  
年 月 日発行

写真



身分証明書



押出  
スタンプ

官職名及び氏名

年 月 日生

上記の者は、食品表示法第8条第1項及び第2項の規定  
による立入検査及び質問に従事する職員であることを証  
明する。

東京都知事 印

(裏)

食品表示法抜粋  
(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第1項の規定による収去は、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。

7～9 (略)

(権限の委任等)

第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2・3 (略)

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 (略)

(日本工業規格 B 列 7 番)

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百二十七号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第十九条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「前号に規定する事項に加え、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第二号に規定する事項に加え、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（以下「新規則」という。）第十九条の規定は、施行日以後に付された表示について適用し、施行日前に付された表示については、なお従前の例による。

3 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）附則第四条の規定により、なお従前の例によるものとされた表示のうち、ふぐ加工製品の販売に係るものについては、新規則第十九条の規定にかかわらず、施行日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 食品表示基準附則第五条の規定により、なお従前の例によるものとされた表示のうち、ふぐ加工製品の販売に係るものについては、新規則第十九条の規定にかかわらず、

施行日から平成二十八年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第三号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

東京都水道局長 吉 田 永

表中東京都水道局千代田営業所の項所管区域の欄中「及び中央区」を「、中央区及び豊島区」に改め、東京都水道局豊島営業所の項を削る。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

